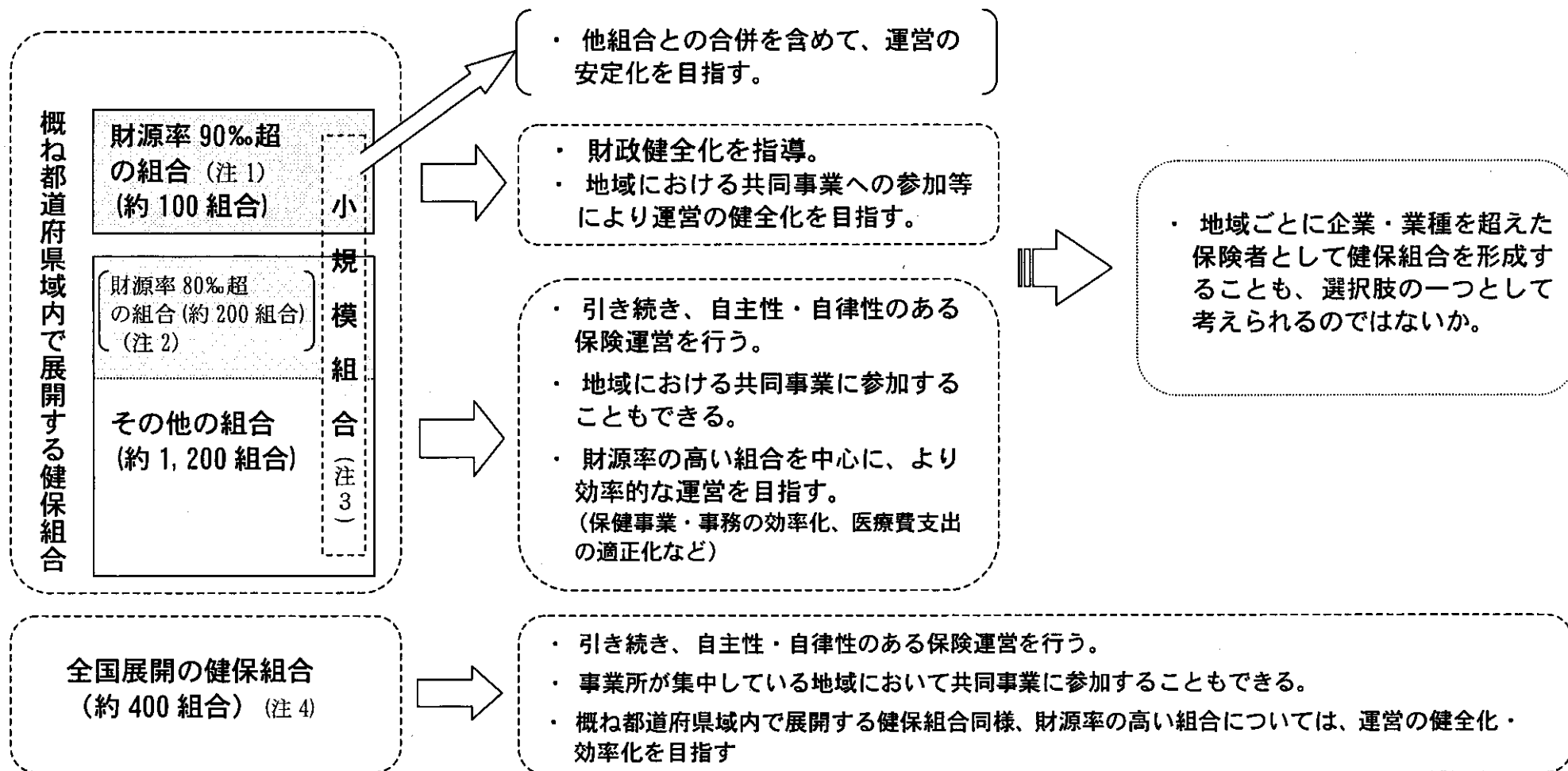


健保組合の再編・統合について

健保組合の再編・統合の具体的なイメージ



※ 財源率＝法定の給付費・拠出金を賄うために必要な保険料率（＝（法定給付費＋老健・退職等拠出金）/総報酬）

(注 1) 保険料率の上限が 95%であることを踏まえたもの。

(注 2) 現行制度を前提に、政管健保の財源率を 80%として、15 年度予算ベースの財源率でそれを上回る健保組合数を試算。

(注 3) 設立認可基準（被保険者数が単一組合で 700 名、総合組合で 3,000 名）に満たない組合（約 150 組合）

(注 4) 単一組合については、14 年度末現在での調査に基づいて、複数の都道府県において相当数（組合が設立できる 700 名）の被保険者を有する組合を、総合組合については、規約上複数都道府県に展開している組合を、全国展開の健保組合とした。